

人権擁護委員をご紹介します

7月1日付けで、高橋智子さん(扇田)、藤谷純子さん(西高方町)が、法務大臣から人権擁護委員の委嘱を受けました。任期は平成33年6月30日までの3年間です。

いじめや家庭内でのめめごと、近所でのトラブルなど、身近なことで困っていることがありましたら、お気軽にご相談ください。



■高橋智子さん【新任】



■藤谷純子さん【再任】

問 町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187 (84) 4903

建設課

木造住宅の耐震診断・耐震改修をお考えの皆さまへ 耐震診断支援・耐震改修補助事業

募集期間●8月31日(金)まで

※国の補助金を活用しているため、診断士の派遣時期および耐震改修の実施時期については事前にお問い合わせください。

対象住宅	昭和56年5月31日以前に建築され、自ら居住する町内の木造住宅	
耐震診断支援事業	制度概要	対象住宅の耐震診断を希望する方に耐震診断士を派遣します。 自己負担額:1万円 ※診断料13万円のうち、町が12万円を負担します。
	対象者	① 対象住宅を所有(共有を含む)する個人 ② 町税および使用料等の滞納がない方
耐震改修補助事業	対象工事	上記耐震診断により上部構造評価点が1.0未満と判断されたものを1.0以上にするため、耐震設計を行い補強する改修工事で、平成31年2月28日(休)までに実績報告書を提出できるもの。 ※簡易耐震補強等は対象となりません。
	補助金額	耐震改修に要する費用の3分の1の額(千円未満切捨て) 【補助金限度額】 ・町内事業者施工の場合70万円 ・町外事業者施工の場合60万円
	対象者	① 対象住宅を所有(共有を含む)する個人 ② 町税および使用料等の滞納がない方
	その他	秋田県住宅リフォーム推進事業と併せてご利用になれます。

ブロック塀の所有者・管理者等の皆さまへ 安心なブロック塀を目指しましょう

平成30年6月18日に大阪府北部を震源とする最大震度6弱の地震によりブロック塀が倒壊し、死亡事故が発生しました。ブロック塀は、厳しい自然環境のもとで年数とともに老朽化し、ブロックのひび割れや欠け、鉄筋のさび、塀の傾き等が発生します。

ブロック塀の維持管理は、所有者・管理者の責任であり、日頃から点検・診断し異常が認められたときは、転倒防止対策や改修を早急に行う必要があります。

ブロック塀の所有者・管理者の皆さまは、下記のチェックポイントを参考に適切なブロック塀の管理に努めてください。



チェックポイント

- 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2メートル以下か
- 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10センチメートル以上か(塀の高さが2メートル超2.2メートル以下の場合は15センチメートル以上)
- 控え壁はあるか(塀の高さが1.2メートル超の場合)
 - ・塀の長さ3.4メートル以下ごとに、塀の高さの5分の1以上突出した控え壁があるか
- 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか

■塀は健全か

- ・塀に傾き、ひび割れがないか

■塀に鉄筋が入っているか

- ・塀の中に直径9ミリメートル以上の鉄筋が、縦横とも80センチメートル間隔以下で配筋されていて、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか
- ・基礎の根入れ深さは30センチメートル以上か(塀の高さが1.2メートル超の場合)

ブロック塀を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。また、分からないことがあれば専門家に相談しましょう。

問 町建設課 建設管理班 ☎0187 (84) 4910

目指せ!

生薬の里 美郷

カンゾウの定植を行いました!

6月26日に薬用植物栽培勉強会会員の圃場へ約100株のカンゾウの苗を定植しました。このカンゾウの苗は昨年収穫したカンゾウの中で薬効成分(*)の高い株から採取したものです。本格栽培に向けたカンゾウの苗の増殖を目的に栽培管理します。

生薬栽培をしてみたい方、興味のある方は下記までお問い合わせください。ご参加お待ちしております。



※カンゾウの薬効成分であるグリチルリチン酸の含有量が2.0%以上でなければ医薬品として使用できません。



▲根がしっかりと伸びています

◀大きくなってね!

問●町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908



介護保険事務所からのお知らせ

介護保険料の納め忘れにご注意ください

～滞納期間が長引くと延滞金が加算されます～

介護保険料の納め方は、①納付書による直接納付か、口座からの引き落としにより納付する「普通徴収」、②一定の条件が整い年金からの差し引きにより納付する「特別徴収」の二通りがあります。

「普通徴収」の方で、納め忘れや口座の残高不足等により定められた納期限までに納付されない場合、納期限内に納付した方との公平性を保つために、滞納した日数に応じて計算した額の延滞金を保険料に加算して納めていただくこととなります。

保険料の納付が遅れるにつれて、滞納者自身にとっても

延滞金がかさみ負担が大きくなっていくため、介護保険事務所では納期限までに納付されていない方に対して督促状や催告状を送付したり、徴収員が自宅を訪問するなどして、できるだけ早く保険料を納めていただくよう対応しています。

それでも納めていただけないときには保険給付を制限する場合があります。なお、病気や失職などにより納期限までに納付できない、または納付することが難しいなどという方は、介護保険事務所までご連絡ください。ご事情を伺ったうえで、保険料の減額や分割納付等について相談をお受けします。

問●介護保険事務所 保険給付班 ☎0187(86)3911

第14回 人形供養祭 参加無料

とき 平成30年 9/16日 ところ 虹のホール Eterna エテルナ 大仙市四ツ屋字上百瀬19-1 [国道105号沿い]

豪華賞品が当たる 大抽選会 楽しいイベント盛りだくさん!

JA葬祭みどりの会 会員募集中!

入会金 1家族 10,000円のみ

ご家族(同居)であれば、どなた様でも長期にわたりご利用になれます。

月々の会費・積立等はございません。

新規入会特別キャンペーン

期間中ご入会いただいた方には、感謝の気持ちを込めてプレゼントを進呈いたします。

8/1水~9/30日

詳しくはホームページ、7月29日(日)の折込チラシをご覧ください

みどりの会への入会お申し込み、ご葬儀のご用命・お問い合わせは、下記までお気軽にどうぞ。

JA秋田みどり 千畑総合支店・仙南総合支店 六郷総合支店



株式会社 JA仙北葬祭センター TEL 0187-63-5067